

令和 2 年度労働報酬下限額における補足説明

1 令和元年度の都内公契約条例制定他自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の状況

目黒区	世田谷区	渋谷区	足立区	多摩市
東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の 70%	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の 70%	職員給与条例に定められた額を勘案	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の <u>90%を乗じて得た額から、77%</u>	業務委託等の労働報酬下限額とのバランスを考慮し、総合的に決定

※千代田区、国分寺市、日野市については、労働者等と見習い・手元等を分けて設定はしていない。

2 令和元年特別区人事委員会給与勧告の主な概要とその結果について

- (1) 月例給については、公民較差（△0.58%、△2,235円）を解消するため、原則全ての級及び号給について、引き下げる事。（初任給については、給料月額を据置き）

→令和元年 11 月 21 日 妥結（行政職（二）1 級 19 号給も据置き）

- (2) 特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合 4.65 月分を勘案し、支給割合を 0.15 月引き上げること。

→令和元年 11 月 21 日 妥結